

(既存)配置販売事務取扱要領

対象：薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）
附則第10条に規定する既存配置販売業

佐賀県健康福祉部薬務課

昭和61年 4月 1日制定
昭和62年10月12日改訂
平成 4年 3月21日改訂
平成13年 4月 1日改訂
平成14年 4月 1日改訂
平成15年 4月 1日改訂
平成15年12月12日改訂
平成17年 8月28日改訂
平成20年 8月 8日改訂
平成23年 8月31日改訂
平成26年 6月12日改訂
令和 元年 5月 1日改訂
令和 元年11月 6日改訂
令和 3年 4月 2日改訂

目 次

	ページ
1 配置販売業許可申請	1
2 証明願（配置従事者の身分証明書交付に関するもの）	3
3 配置販売業許可更新申請	4
4 配置販売業取扱い品目（変更・追加）申請	5
5 配置販売業許可証書換え交付申請	7
6 配置販売業許可証再交付申請	8
7 変更届	9
8 休止・廃止・再開届	10
9 配置従事者身分証明書交付申請	11
10 配置従事者身分証明書更新申請	12
11 配置従事者身分証明書書換え交付申請	13
12 配置従事者身分証明書再交付申請	14
13 配置従事届	15
14 配置従事者身分証明書営業区域の変更願	16
15 配置従事者身分証明書返納届	17
* 一般的注意事項	18
* 手数料一覧表	19
* 様式一覧表	20
* 各様式	21～43
* 佐賀県既存配置販売業者の配置員の資質向上等に係る取り扱い要領	44

1 配置販売業許可申請

事 項	配置販売業の許可を受ける場合
根拠法令	「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号）による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第24条第1項、第30条 「薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成21年政令第2号）による改正前の薬事法施行令（以下「旧施行令」という。）第52条 「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の薬事法施行規則（以下「旧薬事法施行規則」という。）第149条
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 配置販売業許可申請書（様式1） 2 医師の診断書（申請者が法人の場合はその業務を行う役員全員及び施行令第50条に規定する者）（様式2） また、法人の場合にかぎり疎明書でも代用できる（様式3） 3 資格者の知識経験の証明書（次のうちいづれか一つ） <ol style="list-style-type: none"> ① 旧薬事法施行令第52条第1号に該当する者 薬剤師免許証の写し又は薬学の専門課程を修了した旨の証明書の写し ② 旧薬事法施行令第52条第2号に該当する者 学校の修了証の写し及び身分証発行都道府県による3年間の実務証明書（ただし、佐賀県の証明書は不要） ③ 旧薬事法施行令第52条第3号に該当する者 5年間の実務証明書（ただし、佐賀県の証明書は不要） 4 申請者が法人の場合は、登記事項証明書 5 品目表（3部） （様式8の1、様式8の2のうち該当する様式） 6 申請者が法人の場合は、資格者の念書（様式4）及び業務分担表又は組織図 7 既存配置販売業許可証の写し
提出期限	配置販売業を行う前
手数料	29,000円
有効期限	許可の日から6年間

《記載要領》

① 品目表（配置販売業取扱い品目）

取り扱おうとする品目欄は「別紙のとおり」と記入し、下記品目表を3部添付すること。

a 一括指定を受けようとする場合

- ・ 様式8の1「品目表」を添付すること。
- ・ 一括指定品目以外に取り扱おうとする品目がある場合は、様式8の1「品目表」のほか、様式8の2「品目表」を添付し、個々の品目の名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造販売業者の氏名又は名称及び所在地、その他の必要事項が確認できる資料を併せて添付すること。

<留意事項>

一括指定を受けた場合は、実際に取り扱う品目について、台帳県名、品目番号、名称及び製造販売業者名を記載した様式8の3「取扱い品目一覧表」を作成すること。また、各県台帳の収載品目の追加・削除には常に留意し、台帳から削除された品目については、すみやかに回収するなど取り扱うことがないように十分留意すること。

b 一括指定を受けない場合

- ・ 様式8の2「品目表」を添付し、個々の品目の名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造販売業者の氏名又は名称及び所在地、その他の必要事項が確認できる資料を添付すること。

② 申請者の欠格事項欄は申請者が個人の場合は「なし」、法人の場合は「全員なし」と記入すること。

③ 備考欄には次の事項について記入すること。

* 医薬品の保管場所

自宅の場合は「自宅」、その他にある場合はその所在地の住所及び名称を記入すること。

* 従事者の人数

県内業者は、県内外で配置に従事する者の数を全て記入すること。

県外業者は、佐賀県内で配置に従事する者の数を記入すること。

本人のみの場合は、「本人のみ」と記入すること。

* 屋号 屋号を用いる場合は、その名称を記入すること。

* 区域管理者 氏名及び住所を記載すること。

* 講習会主催者(委託先) 佐賀県内で配置に従事する者に対する講習、研修等の主催者(委託先)を記入すること。

《取扱い》

① 業務分担表又は組織表

薬事に関する業務を行う役員とその他の役員の区別が明記されていること。

② 法人の場合の資格者は、役員でなければならない。

2 証明願（配置従事者の身分証明書交付に関するもの）

事 項	配置従事者の身分証明書の交付の証明を受ける場合
根拠法令	佐賀県手数料条例第2条 別表第1第1号
提出書類	証明願書（様式5）
手 数 料	350円

《記載要領》

- ① 手数料額は、単価に必要な部数を乗じた金額とする。

3 配置販売業許可更新申請

事 項	配置販売業の許可の有効期間（6年）満了後も引続き販売業の許可を受けようとする場合
根拠法令	旧薬事法第24条第2項、第30条、旧薬事法施行令第52条、 旧薬事法施行規則第153条で準用する第6条 「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号） 附則第4条第3項
提出書類	1 配置販売業許可更新申請書（様式6） 2 旧許可証 3 現在の許可期間中に指定を受けた、全ての「配置販売業取扱い品目指定書」 4 品目表（3部） （様式8の1、様式8の2のうち該当する様式）
提出期限	有効期間満了の日の1ヶ月前まで
手数料	11,000円

《記載要領》

- ① 許可年月日欄は、現許可証の有効期間の開始の日付を記入すること。
- ② 変更事項欄は、現許可証の記載事項のなかで、更新申請を行うまでに変更があった事項について記入すること。なお、変更がない場合は「変更なし」と記入すること。
- ③ 申請者の欠格事項欄は当該事実がない場合は、申請者が個人の場合は「なし」、法人の場合は「全員なし」と記入すること。ある場合は、その者についてのみ氏名と事実を記載し、「他の者はなし」と記入すること。
- ④ 医薬品の保管場所、従事者数、屋号（該当者のみ）及び講習会主催者（委託先）については、業許可申請の場合と同様に、備考欄に記入すること。

4 配置販売業取扱い品目（変更・追加）申請

事 項	取扱い品目について、変更又は追加の指定を受けようとする場合
根拠法令	旧薬事法第30条、第31条、旧薬事法施行規則第159条
提出書類	1 配置販売業取扱い品目（変更・追加）申請書（様式7） 2 品目表（3部）（様式8の1、様式8の2のうち該当する様式）
提出期限	品目の変更（追加）は10日前まで
手数料	不要

《記載要領》

① 取り扱おうとする品目欄は「別紙のとおり」と記載し、品目表を3部添付すること。

a 既許可取得者が一括指定へ変更する場合

- ・ 様式8の1「品目表」を添付すること。
- ・ 一括指定品目以外に取り扱おうとする品目がある場合は、様式8の1「品目表」を添付し、個々の品目の名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造販売業者の氏名又は名称及び所在地、その他必要事項が確認できる資料を併せて添付すること。
- ・ 申請書の備考欄に「上記取扱い品目以外は、全て廃止する」と記入し、旧指定書を全て返納すること。

<留意事項>

一括指定を受けた場合は、実際に取り扱う品目について台帳県名、品目番号、名称及び製造販売業者名を記載した様式8の3「取扱い品目一覧表」を作成すること。また、各県台帳の収載品目の追加・削除には常に留意し、台帳から削除された品目については、すみやかに回収するなど取り扱うことがないように十分留意すること。

b 一括指定を受けない場合又は一括指定を受けた者が指定範囲以外の品目を取り扱う場合

・追加申請

新たに取り扱おうとする品目について記載した「品目表」（様式8の2）を添付し、各県収載台帳に記載のない品目については、個々の品目の名称、成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造販売業者の氏名又は名称及び所在地、その他の必要事項が確認できる資料を併せて添付すること。

・変更申請

今後取り扱う品目の品目表（様式8の1、様式8の2のうち該当する様式）を添付し、申請書の備考欄に「上記取扱い品目以外は、全て廃止する」

と記入し、旧指定書を全て返納すること

《取扱い》

- ① 「品目の変更」とは、指定品目の廃止と追加を同時に行おうとする場合をいい、「品目の追加」とは、従来の指定品目のほかに、他の品目を新たに指定を受け、取り扱う場合をいう。
- ② 一括指定でない場合、代替等で取扱い品目名又は製造販売業者名等に変更が生じた場合は、直ちに変更申請を行うこと。

5 配置販売業許可証書換え交付申請

事 項	許可証の記載内容に変更が生じ、許可証を書き換える場合
根拠法令	旧薬事法施行令第45条、旧薬事法施行規則第153条で準用する第4条
提出書類	1 配置販売業許可証書換え交付申請書（様式9） 2 許可証 3 変更を証明する書類 氏名の変更・・・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項 証明書 法人の名称の変更・・・登記事項証明書
提出期限	必要な場合
手 数 料	2, 0 0 0 円

《記載要領》

- ① 許可年月日欄は、現許可証の有効期間の開始の日付を記入すること。
- ② 変更事項欄には、変更箇所（例えば「氏名」又は「法人の名称」）を記入し、変更前後について正確に記入すること。
- ③ 配置販売業者の氏名（法人にあつては名称）又は住所に変更が生じた場合は、その配置従事者についても、配置従事者身分証明書書換え交付申請（13ページの要領11）を必ず行うこと。

6 配置販売業許可証再交付申請

事 項	許可証を破損・紛失等により再交付を受ける場合
根拠法令	旧薬事法施行令第46条、旧薬事法施行規則第153条で準用する第5条
提出書類	1 配置販売業許可証再交付申請書（様式10） 2 許可証（ただし、紛失以外の場合）
提出期限	必要な場合
手数料	2,900円

《記載要領》

- ① 許可年月日欄は、現許可証の有効期間の開始の日付を記入すること。
- ② 再交付申請の理由欄は、紛失又は破損等、再交付申請を行う理由について、簡潔に記入すること。
- ③ 紛失のため許可証の再交付申請を行った場合で、再発行を受けた後、紛失した許可証を発見したときは、直ちに返納すること。

7 変更届

事 項	配置販売業者の氏名（法人にあっては名称）、住所又は法人の業務を行う役員、資格者等に変更を生じた場合
根拠法令	旧薬事法第38条で準用する第10条、 旧薬事法施行規則第153条で準用する第16条
提出書類	<p>1 変更届書（様式11）</p> <p>2-1 変更を証明する書類</p> <p>氏名の変更・・・・・・・・・・・・・戸籍謄本、戸籍抄本又は 戸籍記載事項証明書</p> <p>法人の名称の変更・・・・・・・・・・・・・登記事項証明書</p> <p>法人の役員の変更・・・・・・・・・・・・・医師の診断書又は疎明書</p> <p>-----</p> <p>2-2 住所の変更・・・・・・・・・・・・・添付書類不要</p> <p>法人の所在地の変更・・・・・・・・・・・・・登記事項証明書</p> <p>法人の役員の変更・・・・・・・・・・・・・2-1 + 登記事項証明書、 業務分担表</p> <p>法人の資格者の変更・・・・・・・・・・・・・2-1 + 登記事項証明書、念書 （様式4）実務経験を証明する書類</p> <p>区域管理者の変更・・・・・・・・・・・・・配置従事者身分証明書の写し</p>
提出期限	変更が生じた日から30日以内
手数料	不要

《記載要領》

- ① 許可年月日欄は、現許可証の有効期間の開始の日付を記入すること。
- ② 変更事項欄は「氏名」、「住所」、「法人の名称、所在地」、「役員」又は「資格者」等に変更を生じた事項について記入し、変更前後についてわかりやすく記入すること。
- ③ 氏名又は法人の名称の変更にあたり、許可証の書換え交付申請を同時に行う場合には、同一書類は重複して提出する必要はない。
- ④ 医師の診断書は、新たに業務を行う役員となった者についてのみ提出すること。
（既に診断書を提出した者については、再提出する必要はない。）
- ⑤ 法人の資格者の変更の場合、新たに資格者になろうとする者は、前任者が資格者の立場を退いた時点で業務を行う役員でなければならない。
前任者が資格者の立場を退いた時点の業務を行う役員に、資格者としての条件を満たす者がいない場合は、新たに配置販売業の許可を受ける必要がある。
- ⑥ 配置販売業者の氏名（法人にあっては名称）又は住所に変更が生じた場合、その配置従事者は、配置従事者身分証明書書換え交付申請（13ページの要領11）を必ず行うこと。

8 休止・廃止・再開届

事 項	配置販売業の許可を受けた者が、業を休止・廃止・再開する場合
根拠法令	旧薬事法第38条で準用する第10条 旧薬事法施行規則第153条で準用する第18条
提出書類	1 休止・廃止・再開届書（様式12） 2 許可証（廃止の場合） 3 現在の許可期間中に指定を受けた、全ての「配置販売業取扱い品目指定書」（廃止の場合）
提出期限	休止・廃止・再開後30日以内
手数料	不要

《記載要領》

- ① 廃止の場合、備考欄には、得意先の件数及び廃止後の得意先の取扱い、現在所有している医薬品の処理方法について記入すること。
- ② 休止の場合、備考欄には、休止の期間、休止中の得意先の取扱い、現在所有している医薬品の処理方法について記入すること。
- ③ 個人業者で本人の死亡による廃止の場合は、代理人が業者との続柄を記載したうえで廃止届を提出すること。
その場合、死亡が確認できる書類の写しを添付すること。
- ④ 法人の解散の場合は、清算人が廃止届を提出すること。
- ⑤ 廃止の場合、配置従事者についても、配置従事者身分証明書返納届（様式20）を提出すること。

9 配置従事者身分証明書交付申請

事 項	医薬品の配置販売に従事しようとする場合
根拠法令	旧薬事法第33条、旧薬事法施行規則第157条、第158条
提出書類	1 配置従事者身分証明書交付申請書（様式13） 2 申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者との使用関係を証する書類 [例示：雇用証明書（様式14）] 3 写真（1枚） [申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4cm、横の長さ3cm、裏面に氏名を記載すること] 4 配置販売業許可証の写し（ただし、佐賀県の許可証は不要）
提出期限	配置販売に従事する前
手数料	7,100円

《記載要領》

- ① 配置販売業許可番号及び年月日欄には、配置販売業者が所有している許可のうち、身分証明書交付申請者が実際に配置に従事する県の許可についてのみ記入すること。
- ② 組合に所属する者については、その組合名を記入すること。
- ③ 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質向上のための講習、研修等の受講予定（主催者）を備考欄に記入すること。

《取扱い》

- ① 身分証明書の有効期間は、身分証明書の交付を受けた翌年の12月31日まで。

10 配置従事者身分証明書更新申請

事 項	有効期限以後も引続き医薬品の配置販売に従事しようとする場合
根拠法令	旧薬事法第33条、第34条、旧薬事法施行規則第157条、薬事法施行細則第8条
提出書類	1 配置従事者身分証明書更新申請書（様式15） 2 申請者が配置員であるときは、雇用契約書の写しその他配置販売業者との使用関係を証する書類 [例示：雇用証明書（様式14）] 3 写真（1枚） [申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4cm、横の長さ3cm、裏面に氏名を記載すること] 4 配置販売業許可証の写し（ただし、佐賀県の許可証は不要） 5 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質向上のための講習、研修等の修了証の写し
提出期限	身分証明書有効期限の日の1ヶ月前まで
手数料	5,300円

《記載要領》

- ① 配置販売業許可番号及び年月日欄には、配置販売業者が所有している許可のうち、身分証明書交付申請者が実際に配置に従事する県の許可についてのみ記入すること。
- ② 備考欄に現在交付を受けている身分証明書の番号及び組合に所属している者については、その組合名を記入すること。

《取扱い》

- ① 既存配置販売業資質向上のための講習、研修の修了証の写し
過去2年以内に修了した講習、研修等の修了証の写しを申請書に添付すること。
- ② 身分証明書の有効期間は、身分証明書の交付を受けた翌年の12月31日まで。
- ③ 更新した身分証明書は、原則として現在所有している身分証明書と引換えに交付する。
- ④ 申請にあたっては、配置販売業者は全従事者分をまとめて申請することが望ましい。

1 1 配置従事者身分証明書書換え交付申請

事 項	身分証明書の記載内容に変更があった場合
根拠法令	旧薬事法第33条、旧薬事法施行規則第157条、薬事法施行細則第9条
提出書類	<p>1 配置従事者身分証明書書換え交付申請書（様式16）</p> <p>2 現在所有している身分証明書（新身分証明書の交付時に交換）</p> <p>3 写真（1枚） 〔申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4cm、横の長さ3cm、裏面に氏名を記載すること〕</p> <p>4 変更を証明する書類 従事者の氏名の変更・・・・・・・・・・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 〃 住所の変更・・・・・・・・・・添付書類不要 配置販売業者の氏名(法人にあつては名称)、住所の変更 ・・・・・・・・・・変更を届け出た書類の写し</p>
提出期限	変更後30日以内
手数料	2,000円

1 2 配置従事者身分証明書再交付申請

事 項	身分証明書を破損、紛失等により再交付を受ける場合
根拠法令	旧薬事法第33条、旧薬事法施行規則第157条、薬事法施行細則第10条
提出書類	1 配置従事者身分証明書再交付申請書（様式17） 2 現在所有している身分証明書（紛失以外の場合） 3 写真（1枚） 〔申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4cm、横の長さ3cm、裏面に氏名を記載すること〕
提出期限	そのつど速やかに
手数料	2,900円

《取扱い》

- ① 紛失のため配置従事者身分証明書再交付申請を行った場合で、身分証明書の再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したときは、速やかに返納すること。

1 3 配置従事届

事 項	身分証明書の交付を受けて医薬品の配置販売に従事しようとする場合
根拠法令	旧薬事法第32条、旧薬事法施行規則第156条、薬事法施行細則第7条
提出書類	配置従事届書（様式18）
提出期限	① 従事する前まで。 ② 新たに身分証明書を交付された者で、交付と同時に配置に従事する場合は、身分証明書の交付を受けるとき。 ③ 年単位で届け出ること。
手数料	不要

《取 扱 い》

- ① 配置従事届は、配置する各都道府県へそれぞれ提出すること。
- ② 配置従事届は、配置従事者身分証明書交付又は更新申請時にまとめて2年間分届け出ることによって差し支えない。

1.4 配置従事者身分証明書営業区域の変更願

事 項	現在交付を受けている身分証明書の営業区域を変更する場合
根拠法令	旧薬事法施行規則第158条、昭和36年4月14日付け薬発第154号通知
提出書類	1 配置従事者身分証明書営業区域の変更願書（様式19） 2 新たに営業する区域を追加する場合は追加区域の配置販売業許可証の写（佐賀県の許可証は不要） 3 現在所有している身分証明書
提出期限	変更する前
手数料	不要

《記載要領》

- ① 配置販売業許可欄は、申請者が変更後に営業する都道府県を全て記入すること。
- ② 変更内容欄は、営業区域の変更の内容が分かるように記入すること。

（営業区域追加の場合）

「記載例」 変更前 変 更 後
佐賀県一円 → 佐賀県一円・福岡県一円

- ③ 変更願が提出された場合、身分証明書はその場で訂正のうえ交付するので、申請者本人が直接申請に来ること。

1 5 配置従事者身分証明書返納届

事 項	医薬品の配置販売に従事しなくなった場合 他の配置販売業者に移徙した場合 本人が県外への転居又は死亡した場合
根拠法令	薬事法施行細則第11条第1項
提出書類	1 配置従事者身分証明書返納届書（様式20） 2 現在所有している身分証明書
提出期限	30日以内
手数料	不要

《取 扱 い》

- ① 配置販売に従事しなくなった場合とは、配置販売業者が業の廃止をしたとき、又は配置従事者が配置に従事しなくなったときをいう。
- ② 従事者本人の死亡による場合は、代理人が従事者との続柄を記載したうえで返納届を提出すること。
- ③ 配置販売業者による届出の代行も可。
- ④ 返納年月日の欄とは、配置販売業の廃止、転居又は退職の日等を記載すること。

※ 一般的注意事項

- 1 申請書、届出書又は願書（以下「申請書等」という。）は、すべて佐賀県薬務課に提出すること。
- 2 用紙の大きさは、すべて日本産業規格A4とすること。
- 3 申請書等は、黒又は青のペン又はボールペンを用い、楷書ではっきりと記載すること。鉛筆による記載は認めない。
- 4 必要事項は全て記載すること。特に申請年月日、届出年月日又は願出年月日は申請書等を県に提出する日を必ず記載すること。
- 5 様式中「配置販売業者の氏名」とある欄については、医薬品販売業許可証の氏名（法人にあっては、名称）の記載のとおりとすること。
- 6 申請書等の様式は、佐賀県薬務課又は佐賀県医薬品配置協議会事務局（0942-82-6604）に連絡して入手するか、別添様式をコピーして使用すること。佐賀県のホームページ上でも様式を入手できますのでご活用ください。
- 7 申請書等は、申請者本人が直接持参すること。やむを得ない場合は郵送でも受け付けるが、佐賀県収入証紙は佐賀県内の証紙売りさばき所（佐賀県庁ホームページ>佐賀県庁総合案内>佐賀県証紙売りさばき所一覧）で事前に購入し、同封すること。
《佐賀県証紙売りさばき所（例）》
（社）佐賀県職員互助会（TEL:0952-24-2427）

なお、許可証等の受取を郵送にて希望する場合には書留（配達記録も可）に必要な切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 申請手数料は、改定されることがあるので、事前に県薬務課に確認すること。
- 9 担当者が不在の場合もあるので、来庁の際は事前に電話予約をお願いします。

手数料一覧表

手数料は、必ず佐賀県収入証紙であること。

項 目	金額 (円)	備考
配置実務証明願	350	1部につき
《配置販売業》		
許可申請	29,000	
許可更新申請	11,000	
許可証書換え申請	2,000	
許可証再交付申請	2,900	
《配置従事者身分証明書》		
交付申請	7,100	
更新申請	5,300	
書換え申請	2,000	
再交付申請	2,900	

様式一覧表

様式	1	配置販売業許可申請書
様式	2	診断書
様式	3	疎明書
様式	4	念書
様式	5	証明願書
様式	6	医薬品販売業許可更新申請書
様式	7	配置販売業取扱い品目（変更・追加）申請書
様式	8の1	品目表（一括指定）
様式	8の2	品目表（一括指定以外）
様式	8の3	取扱い品目一覧表
様式	9	許可証書換え交付申請書
様式	10	許可証再交付申請書
様式	11	変更届書
様式	12	休止・廃止・再開届書
様式	13	配置従事者身分証明書交付申請書
様式	14	雇用証明書
様式	15	配置従事者身分証明書更新申請書
様式	16	配置従事者身分証明書書換え交付申請書
様式	17	配置従事者身分証明書再交付申請書
様式	18	配置従事届書
様式	19	配置従事者身分証明書営業区域の変更願書
様式	20	配置従事者身分証明書返納届書